

海防奉策

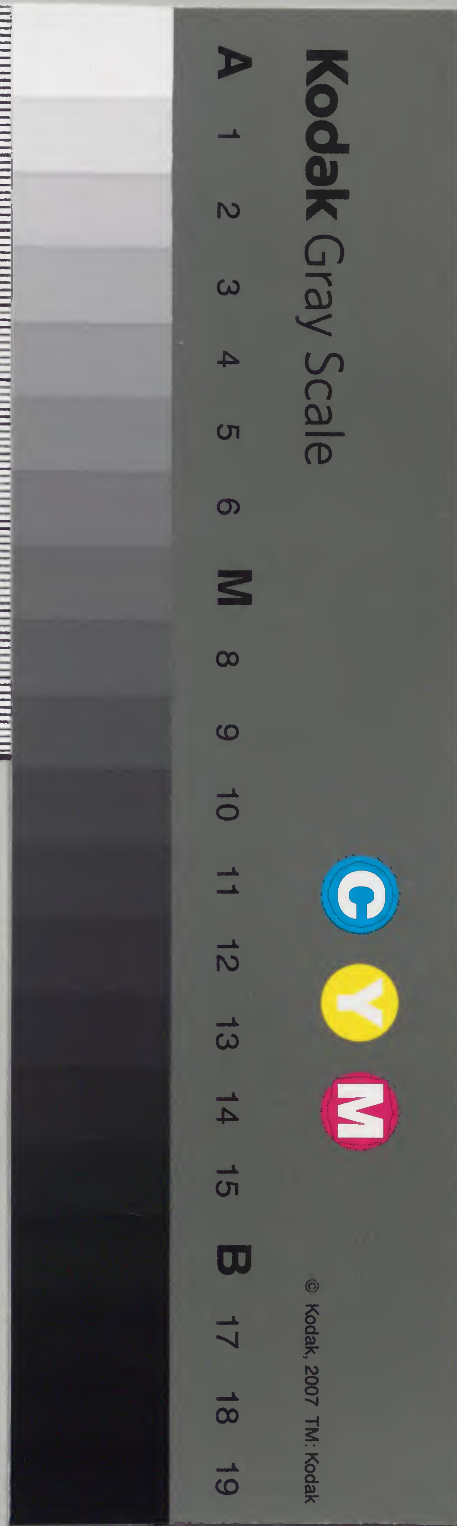
嘉永癸丑  
鈴木大共  
八冊

和書門			
三六〇五	一	號	類
二二四	四	函	
三八	冊		



内閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 (35)
函號	150155

史  
五  
八



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



1024



海防奉策  
井上三郎右衛門  
窪田治部  
何某

長崎奉行手附  
安井忠平  
檢校麻績一



異國船之儀、付愚意、趣申上言付

今般之異國船無事、席帆仕万民安堵、思ひ仕と仕に將者、  
事、の内の度、の作に保に此の度、の如に賊船海内、の景入測量杯、  
事、往古以來未曾有、の儀、

皇國之御武威、拍の事、の内の度、の於内海、の南

御城外堀、同格、の御要害、の一、の御場所、の内の度、の如是、の近、

富津、の洲、の形、の小、の波、の賊船、の景入、の事、の治定、の後、の族、の有、

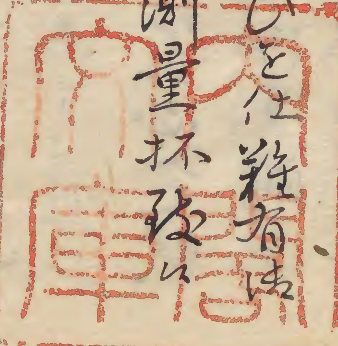
の由、の既、の先、の年、の海、の岸、の御、の役、の場、の為、の見、の分、の差、の者、の人、の之、の成、の同、の格、

の由、の兼、の以、の以、の是、の者、の不、の通、の不、の念、の何、の分、の恐、の入、の内、の事、の内、

度、の此、の一、の条、の之、の實、の之、の殘、の念、の之、の次、の才、の歎、の息、の仕、の内、の度、の向、の後、の之、

賊船、の傍、の手、の次、の才、の内、の海、の之、の景、の込、の一、の才、の儀、の内、の度、の且、の又、の今、の般、の之、

次、の才、の連、の環、の之、の國、の之、の傳、の兼、の以、の以、の是、の英、の吉、の利、の國、の之、の始、の其、の余、の之、





國々も浦賀表へ参入願ふ筋に立書翰ホを持来りせ  
此等時宜に考書翰に差度も相成り或且内海へ参込  
測量杯一仕も難斗其節も其儀も難成呈し有内海へ  
賊船渡来致し毎に俄に涉固り候 仰付に大名迄に旁  
北下り候儀此度も賊船も初度内海へ参込に節も近  
海へ内固り候に節も極に内海へ再度参込に節も諸家  
に涉固り候重に諸儀立内海へ参込に夷賊も恐怖に候  
尤此以後に不別り候大事も参込に候又平日に内海  
炭重に候仰付に内海へ参込に候事、内海へ  
一此度異人願ふに助素も不参込に候、内海へ参込に候  
共勝手候に候、内海へ参込に候、内海へ参込に候、  
参込に候、何程理不参込に候、内海へ参込に候、  
内海へ参込に候、内海へ参込に候、内海へ参込に候、  
其時宜に考書翰に差度も相成り或且内海へ参込  
人取も多し、損下り事、内海へ参込に候、

一戦争に節地理を見立、事專一、由及兼、然、  
近海に牧羽田に邊、全内海へ、河先、平場、  
賊船を防、便、且兼、炮場、築、  
引、何、者、内海へ参込に候、  
内固りの勇兵、小船、  
参込に候、諸家、内固り、  
且平、参込に候、  
寇に對し、節も、何、



皇國之人種之移君命を受

公邊之河為討死下仕心底八素公涉並系陪臣之隔七  
多之はは是等ハ格別之涉隣察之成を格之節ハ陪  
臣行々とも涉並系同格之思召之人多し是無益之  
死亡無之松葉涉世信も涉行届内度之任度事之由  
度之

一本牧羽田大森迄其外近き海岸波打際ハ二三町或  
七四五町隔ハ小高き丘杯樹木生茂り賊船ハ見切悪  
味方も海面を眼下小見下ハ格之場不見立塔松  
之陣屋手長之築立第一飲水差支多し松用水を引  
是別之井と場之地之摸換次方之 作付大統  
ハ勿論玉葉兵糧糧増進ハ備置兼ハ市固メ大名也

ハ預之は成ハとも又ハ勤番持之 作付去其節ハ控格  
寄ハ差當もハ度ハ打拂之便利も宜敷人馬之掛引も自  
由ハ成ハ固之人數損失も多し都々之都合も宜敷第一味  
方ハ不損ハ事肝要之良策也之皆存也

一 近年新規大砲鑄立之 作付敷挺ハ出来之由ハ是世  
評之趣之石火矢師ハ鉄砲師ハ入札ハ安札之方  
ハ落札ハ成具上之涉易定之減方後一役令ハ貫目以  
上鋼鑄筒ハ丈夫向之鑄立ハ代金百兩余ハ成所  
ハ入用減ハ五十兩位三十兩位ハ由右故少ハ  
底杯用控格之趣之敷費打ハ之換之の凡也ハ及兼ハ  
其上臺車杯ハ入用之押合ハ過半出来兼ハ由之望  
ハ且輕ハ用意も多ハ由第一青山涉藏塩











銀七匁下、お成有、日産代差出、人足、人も無  
之由、且諸家、因、場、不、多、陣、小屋、取、建、以、存、材、木、代  
も引、上、由、大、工、自、買、も、人、身、銀、拾、五、文、其、外、身、傳、人、足  
運、送、歩、賃、銀、近、も、随、外、高、也、お成、以、由、借、馬、抄、も  
足、留、借、返、之、代、金、全、分、之、仕、由、之、家、之、之、莫、大、之、  
金、高、之、お成、之、之、三、軍、約、千、金、を、費、之、上、之、儀  
幾、多、移、之、之、有、之、此、後、一、条、之、大、家、多、之、左、近、之、  
事、之、以、新、五、百、數、之、以、先、小、家、之、分、無、之、勝、手、向、不、宜  
面、之、之、必、至、之、差、支、之、之、お借、之、も、不、以、仰、之、以、此、以  
後、出、陣、之、用、意、之、御、中、之、百、數、之、之、御、中、之、  
一、當、時、武、器、之、下、谷、御、成、道、色、之、數、多、有、之、此、度、之、大、方  
賣、切、之、由、之、御、中、之、平、代、金、十、兩、程、も、仕、具、足、八、七、八、十、五  
位、お成、破、れ、以、て、衝、三、四、支、も、仕、具、も、武、十、五、三、十、五、位、之、  
賣、以、由、儀、陪、臣、之、者、多、く、買、取、之、趣、之、御、中、之、未、多、着  
料、之、具、足、用、意、不、仕、者、も、有、之、哉、之、御、中、之、米、價、余、程  
引、上、之、五、計、代、返、之、お成、以、由、其、外、諸、色、之、並、戻、少、之、引  
上、之、内、蠟、燭、之、並、戻、引、上、不、由、之、御、中、之、

一、蘭、法、を、学、び、醫、師、之、外、業、学、者、ら、唱、之、者、吾、國、の、為、之、  
異、國、之、事、實、を、索、搜、致、之、多、之、尤、之、御、中、之、心、切、處、  
之、者、有、之、西、洋、國、を、譽、薄、吾、邦、之、小、國、之、諸、事、  
彼、國、之、難、及、杯、甚、也、不、至、之、以、之、西、洋、之、諸、靈、之、戰  
争、之、事、馴、れ、以、以、之、味、方、必、勝、之、利、無、覺、東、杯、以、之、  
外、成、惡、説、之、觸、之、族、也、有、之、之、由、右、松、心、切、遠、之、者、之、  
之、急、度、之、沙、汰、有、之、度、事、之、御、中、之、











兵之強くお威い期すは度有るを依之  
國家之法為と欲くは 思召此以後は格別質素儉  
約お用は格急度改革は 作渡  
御趣意之旨事々追行届指お申しは務く家政もお亦  
自然と國之富強後も必定は度と國富は自ら兵威  
強くお威兵剛強は度は賊船數艘渡来仕は尤駭  
恐抗い之不足事々事存は後は度以上

丑  
六月

小普清組  
小笠原弥八郎支配  
井上三郎右衛門

此度要事利加船渡来し度身思召度候事上之覺  
先兩年米海は度候事々事存は上下一同太平は思召  
浴はは人情危角固循急務仕は是社外寇口路は如く  
程々事々事存は度候事々要事利加は火輪船は  
風船は浦安表は切事々事存は内海は測量仕度は  
是れは度候事々事存は度候事々事存は度候事々  
是れ軍艦數艘渡来は度候事々事存は度候事々  
大事は事存は度候事々事存は度候事々事存は度候事々  
是れは度候事々事存は度候事々事存は度候事々  
是れは度候事々事存は度候事々事存は度候事々  
御下例中は是れは度候事々事存は度候事々事存は度候事々











いとも必勝の算無定事、身神風、冥助の成、時致、要利加、  
其十分の一も、地方教、内海、地形と考、僅十三里、五里、七  
里、事、只、是、城、内、入、兵、事、中、一、死、如、此、多、之、以、此  
も、人、力、を、尽、し、退、治、す、め、多、く、時、致、を、別、神、明、冥、助、者、  
之、ら、也、也、也、

一 尚、太平、人情、を、戦争、起、り、四、民、困、窮、無、上、と、好、姑、息、心、  
交易、 尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 困、窮、利、害、に、構、ひ、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
南、方、に、諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、

一 尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
南、方、に、諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
南、方、に、諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、

一 尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
南、方、に、諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
南、方、に、諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、

一 尚、先、の、兵、争、に、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
南、方、に、諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、  
之、 諸、兵、進、み、上、り、て、一、も、向、つ、て、多、く、有、る、後、に、一、も、守、時、



一 其後進く彼亦之まうく切者くもあまは江なれん山を危角西洋  
心算仕事との言須衣服張る彼と等ひは言宜なるをるるをも  
右より全量と奪せらるるもその言亦然りなれ

皇代は唐の文字と始て借用しきられ即ち 昔邦固有言  
訓と唐の言と如く西洋の言借ら皆 本邦の言借ら亦其  
言なるも存す 命今も其の言も亦其言も今も存す其言  
之政向も有る事及り言はるる其言も亦其言も今も存す其言

一 兵法にも日費千金其後十方へ師奉矣とて屈力強貨則諸侯  
棄其弊而起とて今も其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言

其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言

其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言

其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言  
其言も亦其言も今も存す其言も亦其言も今も存す其言



もこの英人の所定を感称する私早成に身を前文國家の  
沖大事と彼を  
その却るの忠と  
その御宿意と  
其れ程又微細な個々  
小室清  
小室原八郎組

九月朔日

窪田治郎右衛門

近來英人の所定を感稱する私早成に身を前文國家の  
沖大事と彼を  
その却るの忠と  
その御宿意と  
其れ程又微細な個々  
小室清  
小室原八郎組  
窪田治郎右衛門  
近來英人の所定を感稱する私早成に身を前文國家の  
沖大事と彼を  
その却るの忠と  
その御宿意と  
其れ程又微細な個々  
小室清  
小室原八郎組  
窪田治郎右衛門



大平之風俗固循苟且の了當なる目あり無きをのみ考ゆる悪税も  
行むる事とあるべし西も是等悪税を其用無き存新の

一 兼ら通商條利と云ふは況承りて今日海辺の海も無き以て其辨  
おもむくは其辨ホお始清人抄く如く今我知わら上ら初代通商  
お斗りらるる人へ通十令の利分をわらせたる由まよへ今も在  
事の時定を確定お互通商許しん方後利に後中抄く又

御代始諸外國入船の制無き以て例抄く如く我由は其殺多  
く淡河も海山とて外も通商差支無き孫中後も兼りて何れも令  
悉く之悪税決して申用ひて其後中抄く如く

一 又通商の儀西洋諸國に何れも同盟の國より其上より強き所は英吉  
利魯西亞と云ふは通商お許し一その他船一切の事は後定可致

此の事も其の思ひの如く其の事も其の國も其の思ひの如く

斗又後令交還ハ其の佛郎西國亞手利加人抄く此の通商形事  
使節大船渡来し節中其の英吉利魯西亞に確定致す其地  
の國ハ其令無き抄く此の他も其の返答も其の如く此の通商  
の説を其のハ其の業者は其の内西洋諸國ハ其の義理は其の國  
抄く此の如く其の一向見通しも其の況も其の抄く此の外國は作  
孫從中も其の其の目前安んずる計は其の思ひの如く其の  
昔其の孫權魏の曹操の八十万の軍勢を以て其の和議を其のハ  
斬りて云わら周渝の繁任は其の又其の宗時宗の夢古と退けし其  
其の其の其の今も其の孫權の時宗を其の社進き其の其の可  
其の其の清人林則徐抄く如き性急短氣を致す其の其の戒め其の  
一 近來清人諸國に交易奢侈無用し其具のみ抄く有用の貨  
物を其集りて其の其の又英吉利の物わら其の其の我日本の























長崎奉行手附。差出書付

今度来船之魯西亞軍艦之儀。付私大澤見込趣在奉<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>御推奉<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>拘

皇國之瘡與存亡之道。今度之有限儀。僅<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>

一私<sub>レ</sub>魯西亞軍艦之使節。致<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>書

儀<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>節<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>矣<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>深<sub>レ</sub>推<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>書

夏<sub>レ</sub>北<sub>レ</sub>亞<sub>レ</sub>墨<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>軍<sub>レ</sub>艦<sub>レ</sub>浦<sub>レ</sub>賀<sub>レ</sub>沖<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>趣<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>

考<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>

皇國を犯<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>推<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>抑<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>儀<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>亞<sub>レ</sub>墨<sub>レ</sub>利

加<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>來

皇國を<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>故

皇國之<sub>レ</sub>風<sub>レ</sub>俗<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>情<sub>レ</sub>量<sub>レ</sub>抑<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>夷<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>海<sub>レ</sub>渡



来又を漂流小事矣彼國を捨人仕其度  
皇國之風俗人情亦量抑付る民も我弥浦賀表並夏  
國書奉捧其亦も以返答杯之應一非を以理之取亦一故  
艘之軍艦一時之開海の押寄内海も自由に入之裡  
成戦争を仕掛

皇國を速に彼國を犯し一了目論見お邊の儀之身存然  
之魯西亞國之右等之極子先見仕我今度来船之安ハ  
皇國上亞墨利加の攻寄の節由為第一を差合不一方  
由味方仕亞墨利加之先鋒と取銘め  
御國家安穩の中未之至る魯西亞國も

皇國と億万歳之信義を結び中及存心と了有内座作  
魯西亞國の返答振寄表裏之友一夷歌十倍仕信可  
成行只今私去見込し可る全

皇國危急の場合を見込彼國府より

皇國防禦として援兵艦差出の儀之有内座裁と皆存

一魯西亞國より今度差向の使節を軍艦船に懸附元

無法の儀ハ仕出さるる

皇國之法則をお守り筆專ら之処を極意し心底を許  
す有内座裁今眼前之趣意を不用

皇國之由為を差合来船信を是に深く凝心を生し以  
事皆空委おゆす一亞墨利加の開海の大軍を差向  
は格おの節も魯西亞帝之情不費空委おゆす  
夫ホを透恨の差合災機を謀亞墨利加を一倍之敵可  
お教ハ頭然仕居る右等と相考は堪強以須更も難措



置不容易場合成行す。依之彼に望む。此應る又一  
 の計案より一時平穩の事為りておれ哉。且又魯西聖國  
 帝に深望の事應に連別仔細有る。庶民數只おる。信  
 義を通乞外聖國に遠彼國に金銀銅鉄を潤沢に  
 柄に彼國に令取品を米穀一斤可有、米穀を彼  
 國に取以上と茂に御印國寶を費し、此より経る  
 亦有る。庶民數是以豊凶の年柄を量り豊くと與凶と  
 不與に法仕法に彼に渡一方の増減を指究はる。万代  
 之太平を可甘稅是少、民深く其考は為る。後其考  
 此儀須吏も難差延窮迫の場合、可有る。庶民數は此  
 陽に江府に格別に隔地を自然法下知、次第に安んず  
 連に御印海に推し、御印仕彼に何國也。此儀也。帝  
 之情を一貫取極、其考は為る。お見申。右尋に趣、申上。此  
 無以座也。恐於江府も深く其考は為る。此儀も存る。  
 均先私去見込、此片時も難差延心底に拙意に推挙、不拘  
 存顧恐此段内容奉申上以上

丑  
七月

大井三郎助  
 馬場五郎左門  
 白石茂三郎







致し物そのは世に終りの道程にして幕延多き中にて定り  
非常しく文も多し能合括解し人等中にも修習の時を必  
す多し古くも人枚に能者の中を求めし中にも非たし人枚字  
多し別能く其故常人も見し時必能者も人枚念人枚に能  
しを以て其多し能合括解しし中にも出務中望の用と改め  
燕平の郭院を奉り教へ人枚も物別りし中も將と將との  
文は物文大なりし其多し能く其故撰らば厚

一 諸家言人を用はる大畧存し其多し取らる中も家光入てハ  
相とあり出てハ將とありの任を言を重んずれば亦多し其多し  
限世官の中を放り庸も多し官達此先例を採熟練外礼治  
と文畧多し其多し能く其故撰らば厚  
一 將校の一人は戦士に三日月同強壯なり下り田舎をその道  
多し其故撰らば厚  
一 遊民に政の筆書ね云と下り物に能く其多し能く其故撰らば厚  
大意に坐作進退彈發擊刺分合聚散何れも大なり其多し其故撰らば厚  
一 少もその遠奔走多し其多し其故撰らば厚  
光弼操練政を其多し其故撰らば厚  
右極も其多し其故撰らば厚  
一 子教を其多し其故撰らば厚

一 將校の一人は戦士に三日月同強壯なり下り田舎をその道  
多し其故撰らば厚  
一 遊民に政の筆書ね云と下り物に能く其多し能く其故撰らば厚  
大意に坐作進退彈發擊刺分合聚散何れも大なり其多し其故撰らば厚  
一 少もその遠奔走多し其多し其故撰らば厚  
光弼操練政を其多し其故撰らば厚  
右極も其多し其故撰らば厚  
一 子教を其多し其故撰らば厚



隊多る隊伍個兼取散分令し妙言を以て行はしむる事  
揮練を以て右實意の揮練に黜陟賞罰の權主將に委ゆる事  
能く古人の電位と殊し一是事と斬る軍威と高き事  
を好らざるは其の威威を立たる軍事に難く故に古事  
惧時者勝惧敵者敗と一語を以て道程に示す  
一 戦士十七八歳より四十歳近頃用ひられ少壯を健自ら  
より出陣する事より其年中庭弱の事より退却の事等此  
若し後を以て制し不寐の者又も薪水炊爨等も其為り能く  
少使及ぶ事

一 徳家も旧儀に倣ふなり遠國小隊少人数に一二の切し合戦出  
ず急に向て大敵に謀り自衛は又小隊中より退却せしめ是れ  
一 酒に百人の兵を以て隊を以て合戦に將し其時其兵は平生  
同組に居り揮練致すは他隊より自衛の如く是れ臨陣の時  
兵に救接し播別の法にあり但小隊中退却せしめ依る兵  
らん争場を生かす事と能く其見計るとは此の如し

一 善械無敵者勝と一語を以て論は然るが能く兵氣振ひし事  
其兼士の事より其の如く我々械中より廢棄せしめ  
弓と矢柄と其の古く其を以て去るも其の如く此の如く  
飛遠其身を以て其の如く今も其の如く其の如く此  
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く  
今迄其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く  
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く







於今一向を以て格を以て爲るべし武家格を以て格を以て爲るべし  
 此心御先代様御時より奥平に於て大に御格を以て爲るべし  
 而して格を以て爲るべし費は定むるべし而して格を以て爲るべし  
 是れ御格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 御格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 向格制を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 省解を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 法度と人之日月御格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 此れ格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 お此れは後内室の御格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 笑の外延正室の御格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 法度御格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 旗本格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 此れ格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 一万石以下格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 此れ格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 格別し格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 無理非違し格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 成りて格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 表向し格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 一進一退と格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし  
 何方も進退自らの格を以て爲るべし格を以て爲るべし格を以て爲るべし







先年房外に鯉釣船致一見と云く分付船も間合ふ  
一深川若水所枝本関及中村屋源八水寨の兼道台百石貯海客取  
拂出城築き上右水寨の立とあり都下海客ハ先賢也おや  
中ハ且右水寨ハあると聞ても自然去沙淤塞致し内海隘を  
沙淤後年海防筋列の少教合官致致と有る言はれ之とあり  
彼是内海利之と云く有る源八候本屋所是と兼道一也一は若も  
是は兼道所は身分無し梅内用おめ多分備は尤何年元  
調任所も法し候所中より内業興と下多石致致即人氣内之  
是の一助と云く水道町白本屋ら中雙店出入屋敷と或具下並又  
是代は是の代是也おも實は此の上急は遺り内産を  
夜い

一赤西立おの勢も其下より内海内へ留りも彼是内記之  
はの身もこの名を依し諸般も輕お用は致致若も  
節を合く人材の選挙らぬは後之に在る家鼠の群の如く  
之をいれ子何方も小吏等一程の整風も我内はと引れ  
このお女は及の向く交ハ格別のみと云く言はれ人中並は昔  
士小普清又を適子扱し内より上は下吏も別々廉潔にや  
若も撰ぶ海岸の並清言の名目も二三組は行付且物命と云  
貴等もねとお勤名は行御一長柄致致毎に越我く一動支書  
若も一と後心は若も一と若も見分を精粗勤惰に身賞罰  
はつて見逃しつるは諸般成就致致留津捍潮提はつて連石  
立おのこのとあり右候ハ此後酒も亦巧者に致し肥ハ男の



新三多し勾倍と右徳丸を以て海嶺の首を守り水と  
出る水地(築金)の石堤二重におおし風波を勢を殺し放風涛  
烈を以て能く之を以て紀後言七百所乃新開の地築金も大抵亦  
金程昔より地敷築出(陸河の上)に之を以て口を以て以上の海程  
とありて亦一工費も之程且風涛を以て必破壞之致す

一 房お田家(指楊)の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
勢弱く氣衰(海地)と指楊房の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
山見立腹の山程と其力多し其力自山見立腹の山程と其力多し其力自  
と地と心は其力多し其力自と地と心は其力多し其力自と地と心は其力多し其力自

當時(海地)の好港多し其力多し其力自當時(海地)の好港多し其力多し其力自  
とも要地と云ふは其力多し其力自とも要地と云ふは其力多し其力自とも要地と云ふは其力多し其力自  
上陸の好港多し其力多し其力自上陸の好港多し其力多し其力自上陸の好港多し其力多し其力自

十人より二百人程の指楊房の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自十人より二百人程の指楊房の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
同心二人(嘉樹)の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自同心二人(嘉樹)の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
小船と上陸の好港多し其力多し其力自小船と上陸の好港多し其力多し其力自小船と上陸の好港多し其力多し其力自

お田家の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自お田家の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自お田家の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
と及する房を以て指楊房と稱す其力多し其力自と及する房を以て指楊房と稱す其力多し其力自と及する房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
百姓を指す(内)言ふは其力多し其力自百姓を指す(内)言ふは其力多し其力自百姓を指す(内)言ふは其力多し其力自

お田家の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自お田家の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自お田家の房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
と及する房を以て指楊房と稱す其力多し其力自と及する房を以て指楊房と稱す其力多し其力自と及する房を以て指楊房と稱す其力多し其力自  
之計第(内)言ふは其力多し其力自之計第(内)言ふは其力多し其力自之計第(内)言ふは其力多し其力自

右(内)言ふは其力多し其力自右(内)言ふは其力多し其力自右(内)言ふは其力多し其力自  
と思ふは其力多し其力自と思ふは其力多し其力自と思ふは其力多し其力自と思ふは其力多し其力自







厚し方より相乗船三艘渡来也。中島向右、信家より五百一  
乃より関東中の信家造の領地、此は内府内又二房お應接、  
此より南にぬきはる信家、一舟禁も、一内地、少佐も、  
心も、川越忍も、大志、列加、  
伊豆、下田、才、  
急、及、  
是、  
中、  
出、  
豆、  
る、  
甲、  
伏、  
渡、  
池、  
去、  
火、  
方、  
着、  
将、  
ら、  
口、  
二、



















一 志と甲必丹と彼一を執極は首を引風を致し急害のそと  
内若れは夜夜に唐に夜夜に夜に新室の忠告の如ふ  
お遣ふし百の口を授けしを礼をよむ肯且其自身  
目と口を授けしを礼をよむ肯且其自身  
而後おの夜に西を得るを國人の大戒とせん

根竹

阿斯廸夜檢校

一 余の志すてよく明と夫の制外の民をさしとも思代り策の如  
に生れ抱きて御恩深潤いあう寸分の憾も致さぬ黙して  
のこ病らるんは本意あるは好む警老を自らさすは地を  
然れども君按の方を人とお後へへくも一甥もなき言へま  
ふらう再ひ明とゆふあう人得てちを考ふ醍醐天皇乃  
御宇延長十三年南して敵慮を以て利害の夫と聞めは後  
武部大輔從四位上三善朝臣清行意見封事十二箇條を上りて  
按舊記我朝家神明傳統天陰開疆土壤膏腴人民庶富故東  
平肅慎北降高麗西虜新羅南臣兵會三韓入朝百濟内屬大唐  
使驛於焉納賄天竺沙門為之歸化其所以用者何也國俗敦龐











いそわの國にわれをへきたてりて一統に於藩臣の  
列に朝廷より馭められたり孟子萬章篇孔子曰天無二日地無二王  
百代不易の海の通海ありと假使宇宙と一家をかりて一人の王を  
定んとする時徳を以て治るるの齡を以て治るるの何れなる  
決をせんともわりのありしは皆各々私に推する王ある大國と  
いふも其意なきありしは獨りの日本天照大神の命命たり  
て神孫天孫の御統を承りて天皇なりし即宇宙を統の君あり  
して四海を王と稱するの意は皆我々の藩屏の臣に治りて  
君遠くともわりのなきありしは即天を尊むる意なり  
況や倭にせんともわりのなきありしは即天を尊むる意なり  
天罰ありし物ありしは即天を尊むる意なり  
を此と承りて治るるの意なりしは即天を尊むる意なり  
其の位ありし利を以て集るるの天の命物と承りて治るるの  
意なり群るるありしは即天を尊むる意なり  
礼節を以て治るるの意なりしは即天を尊むる意なり  
忘れぬを以て治るるの意なりしは即天を尊むる意なり  
賢と一遊と承りて治るるの意なりしは即天を尊むる意なり  
これハ押とてくへきとのありしは即天を尊むる意なり  
かく只武威を以て罵り逐伐するは即天を尊むる意なり  
獸人と命ふもわりのなきありしは即天を尊むる意なり  
何れも一は即天を尊むる意なりしは即天を尊むる意なり  
これを承りて治るるの意なりしは即天を尊むる意なり  
わりのなきありしは即天を尊むる意なりしは即天を尊むる意なり  
と承りて治るるの意なりしは即天を尊むる意なりしは即天を尊むる意なり











即ち神の新跡ありて同一神カ自其活て働くはれど其も  
別神策ありその靈護まこと一侍へ一其のうへ蛮夷の利と争ふ其の  
神武の忠義の兵あり侍の繩の張るふく利柄を以て群衆の威  
付ぬらん何れ苦勞のふらんも其も其急可たかくはれん  
海客防禦の事ハ勿論のふれ其時降へて遠く兵を怒る勇士  
を撰んるのふかり後進に侍らん其より具進ん人カ限  
りて味方侍を固ふはれ故まこと御ををまらぬ出入其功を  
子難うらん其まこと唯國中大少の神祇を敬祭をへさるる其  
まて素より神の威徳を戴き人の力を精むるのハ其國の風あり  
るのを費して天命を侍らふは其武の侍りて其我の軍陣  
乃其途ハ天神地祇を侍らるる古例に侍るをまこと其の  
漢籍よハ其いん其御とら其御侍とのい其ハ大なる御り  
古事記中巻曰代宮之段倭健命平遣東方十二道之悪人條云故爾到  
相武國之時其國造詐白云自其入幸海支水海之時其渡神與浪  
廻船不得進渡云日本紀從上總將入陸奥國とて  
今の浦安の支水の地ありとあるその渡神宣命  
ありて位階と授り賊の船を入りて其のありて其又庶島書  
あり其力馬と執られ其海客或内の神社に其幣を以て其  
軍旅のふハ孔ありふえ其其況や其者よく其のあり  
く其く其き其れく其く其て天下を補ん其其も國師と  
明り其情を其其其病其惟其其の國を其其其其其其其  
其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其  
其及ん其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其  
其の其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其  
其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其  
其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其



先祖を推して己黨の當と定むる可なりて吾躬延比れむ此に  
て之より先徳赫々たるを以て漢古に謂仁義と宗と  
苟も利をつとむる可き古國の古制あり大學に國家而格致  
用を必自小人口口口小人使為國家當害並至ともえたる實やい  
としいるもの推すの業利と思ふべしとるもの利を好むべき  
下事利におもひくへ一物に我必義を制し業辱を知らぬ  
大なるものあり人心に好むるの利を利の義を利の  
たふされん仁義を利を制する事と熟を熟してこれを制し  
心と善と善と人毎に御恩はと存しこれを此徳を善とする  
人心として勉めしむるべしとて水火ともあむへ一而して其の  
勇むの各方を一に提を制しこれ貪欲無厭の垂夫とらるる志あり何れ  
りた事の内へおとめ今これ時とあるは國用の夥しく費んるを  
為すは似たりといふも富強の道ありてこれを御すとすも根  
之を為すは民懼を深くくはるは汝自分汝物之くあり  
て國弊を民病をありされて先王の倉庫と國を國家の民を救  
い責任を成すべしと人心を人の徳中におもひて一國の  
乃又身を致さんともえし思ひの自り拓するの人事求むるの  
成業して大用おのつるは是れ一皇族用のふ冷むるを憂へんや  
やと諸人と欲するもの必足地々の理よとらふ或は格(或は掲げ格)  
禁さんと思ふところハ是よ先徳つて既して人此富を誇らるるを  
あつてく措くその多しとて徳をそのををちておはるるか  
かかかめを制せられも世の中此誇らるるのつらやむへ一五下  
誇らんと止んで困用を憂へんはあつてこれのへん依えたる  
して富強ありて仁政を施すありてこのの程をさうとせ



よるもやまゝへ一威切と三月とさきへ一え来聖令  
よく山形之云とも擇りてをさけてふ云一てつひへ来りもあす  
これとも云はれ居るに極機への資業厚の云とあつたよく擇り  
ゆへへさるるよとをゆかり一これ飛とりのゆへへさるるゆへへ

因云表體也一後来一其後々るは追代有へ一さるるの句篇あり  
大同の案の書告例一任せぬと未ハ下乃至す陪臣に對しては  
次第によりて勲位の中を立へてつ然るに存あるに年代に於ても  
天慶の御門純友天喜の御時弘安の昔古実承の為承これら  
勲位の中は及及るるに遺根といへ一惟ハ天皇の御軍と  
いへとも天下の御礼を擧一ゆへへさるるに於てはさるるの言いつく  
一とこの言多く公の治事ハあるにこの論はあつた一第一と  
このたひに實國の退治ありし何年か後一とよ書告例たる  
勲位のゆへへさるるに於てはさるるに於てはさるるの言いつく

按官位令義解云

正三位 大納言 勲一等

謂此條勲等者以顯正三位故也下皆准之依公式令文  
武職事散官 朝参行立名依位次為序故知一等以下皆  
當著當色之服立文官之列假如一等行列者立正三位之下從  
三位之上類也然按衣服令勲位服色其制不顯即知一等以下  
不帶文位者皆著黃袍也

從三位 大宰帥 勲二等  
正四位 下階 七省郷 勲三等  
從四位 下階 神祇伯 中宮大夫 春宮大夫 勲四等  
正五位 下階 左右少辨七省大輔 勲五等



彈正弼

大判事

從五位下階

畧之

勲六等

正六位下階

畧之

勲七等

從六位下階

畧之

勲八等

正七位下階

畧之

勲九等

從七位下階

畧之

勲十等

正八位下階

畧之

勲十一等

從八位下階

畧之

勲十二等

